

「平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、平成19年新潟県中越沖地震について、局地的な災害によって大きな復旧費用が必要になった市町村を単位として、局地激甚災害の指定を行うこととしました。

背景

平成19年7月16日午前10時13分頃、新潟県上中越沖の深さ17kmを震源とするマグニチュード6.8（暫定値）の地震が発生し、新潟県の長岡市、柏崎市、刈羽村と長野県飯綱町で震度6強を、新潟県の上越市、小千谷市、出雲崎町で震度6弱を観測したほか、北陸地方を中心に東北地方から近畿・中国地方にかけて震度5強～1を観測しました。これにより、新潟県を中心に大きな被害が生じました。

<参考：新潟県における被害の状況>

	公共土木施設等	農地等	中小企業関係
復旧事業費の見込額	243億円	17億円	438億円

（被害額）

政令の概要

今回の政令は、局地激甚災害指定基準に照らし、平成19年新潟県中越沖地震について、激甚災害の指定を行うものです。具体的な対象区域及び適用すべき措置は以下の通りです。

【対象区域及び適用すべき措置】

新潟県長岡市（2章、24条）

新潟県柏崎市（2章、5条、6条、12条、13条、24条）

新潟県三島郡出雲崎町（2章、5条、6条、12条、13条、24条）

新潟県刈羽郡刈羽村（5条、6条、12条、13条、24条）

適用すべき措置の概要

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という。）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う（70% 81%（全体平均、過去5年間の実績））。

（2）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事

業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う（84% 94%（農地、過去5年間の実績））。

- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う（20% 30～90%）。
- (4) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講ずる。
- (5) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（法第13条）
小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金について、その償還期間を2年を超えない範囲で延長する。
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

平成19年新潟県中越沖地震に係る災害(局地激甚災害)対象区域及び適用措置

	公共土木(第2章)	農地等(第5条)	農林水産業 共同利用施設 (第6条)	中小企業(第12 条、第13条)	小災害債(第24 条)
長岡市					
(旧)和島村					
その他旧市町村					
柏崎市					
(旧)柏崎市					
(旧)高柳町					
(旧)西山町					
出雲崎町					
刈羽村					

注1) 印は当該欄の適用措置がなされる区域である。

注2) 上記適用措置は、7月30日現在における査定見込額に基づくものである。

注3) 現時点で対象区域から外れている市町村(旧市町村を含む。)についても、年度末までに確定した当該災害に係る復旧事業費等の査定額が局地激甚災害指定基準をこえた場合には、適用措置の対象区域に追加する。

注4) 小災害債(第24条)の措置については、公共土木(第2章)及び農地等(第5条)の措置に伴い適用される。

政令第二百六十一号

平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十九年新潟県中越沖地震による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの	

イ 新潟県長岡市	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
ロ 新潟県柏崎市及び三島郡出雲崎町	法第三条から第六条まで、第十二条、第十三条及び第二十四条に規定する措置
ハ 新潟県刈羽郡刈羽村	法第五条、第六条、第十二条、第十三条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
 の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百二号）第一条第一項及び第四十三条第
 一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、
 これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。